

# 金融機関に求められる マイナンバー管理の高度化

2021年5月、マイナンバー（個人番号）と預貯金口座をひも付けた「口座登録法」（公金受取口座登録）と「口座管理法」（災害時、相続時の口座情報提供）が成立した。現在、制度の中核となる預金保険機構と金融機関とのシステム連携の実務的な検討が進んでいる。金融機関はどのようなスタンスで臨むべきか。

## 将来のサービスのシーズとなる マイナンバー管理

新規預貯金口座へのマイナンバーの付番の義務化は時期尚早の扱いとなっており、今回の「口座管理法」（正式名称：「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」）の法律名からわかるように、引き続き、本人の意思＝要請に基づくものとされ、付番は義務化されていない。しかし、口座への付番が必須となる「口座管理法」に基づいた災害時、相続時の預金口座情報の提供は、マイナンバーの対顧客向け利活用サービスの拡大のシーズとなる可能性を秘めている。目先ではなく、中期的視野に立ち、一連のマイナンバー関連の業務・事務システムの構築を進めていく必要がある。

## 口座登録法、口座管理法における 金融機関の対応概要

少しく上記の二つの法律の概要を説明したい。口座登録法<sup>1)</sup>では、緊急時の公金給付のための受取口座の登録申請を金融機関の窓口でも受け付けることが可能となる（マイナポータルからのオンライン申請も可）。受付金融機関から預金保険機構を経由し、公金受取口座を管理するデジタル庁に情報が送られる。受取口座をあらかじめ登録しておくことによって、口座情報の提出・確認の手間を省くことができ、スムーズな公金給付が期待できる。

口座管理法<sup>2)</sup>では、預貯金口座開設等を窓口で受け付ける際、預貯金者に対し、金融機関はマイナンバーによる口座管理の有無を確認しなければならないと規定している。窓口においてマイナンバーが分からない状況で

あった際にも付番の希望があれば、金融機関が保有する預貯金者のカナ氏名等の属性を預金保険機構に通知し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に照会することでマイナンバーを取得し、付番することもできる。また、預金保険機構を経由し、付番を希望する口座を保有する各金融機関の窓口に行かずとも、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番の申し出が可能となる。

さらに、付番することにより、災害時に災害救助法適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関、店舗を選ばずに、口座を有する金融機関の名称を提示することで、保有口座の情報提供を受けられる。

相続時の預金の確認作業はしばしば混乱するが、預金口座にマイナンバーが付番されていれば、相続人は金融機関窓口において、預金保険機構経由ですべての金融機関の被相続人の預貯金口座の有無の照会が可能となる。

## 「口座情報連携システム」にリンクした システムの高度化を

口座登録法、口座管理法における預金保険機構の役割は極めて大きい。新たに預金保険機構に構築される「口座情報連携システム」は、全国約1,300の金融機関と連携する。ひとつの照会についての預金保険機構と金融機関の通信は数回以上に及ぶ可能性がある。当然のことながら秘匿性も高い。したがって、極めて高い可用性と信頼性を有するシステムの構築が求められる。

では、この「口座情報連携システム」とリンクする金融機関において、どのような対応が求められるのだろうか。

システムの高度化対応として3つのポイントがあると考えている。

## NOTE

- 1) 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令3年5月19日法38号。施行日：公布から2年以内(特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は交付から3年以内))
- 2) 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(令3年5月19日法39号。施行日：公布から3年以内(一部を除く))
- 3) 野村総合研究所は上記の態勢構築をご支援するための共同利用型サービスの提供を予定している。

一つ目は、口座管理法における検索処理機能の新設への対応である。これまでマイナンバーによる検索可能な管理は義務付けられていたとは言え、税務署からのマイナンバーによる預金口座の照会等、業務要件は限定的であった。口座管理法においては、預金保険機構からバッチインターフェース(現在、未定)にて受領する他行の窓口で受け付けた相続・災害時照会のマイナンバーによる口座検索に加え、他行窓口で受け付けた付番対象の口座を選定するためのカナ氏名等の属性によるマッチング処理への対応も必要となる。

また、付番自体の増加が予想されることはもちろんのことだが、検索の範囲の拡大にも留意しなければならない。全金融機関を対象とする相続時の照会や他行受付付番についても付番する金融機関を指定しない受付(本人の口座が存在すれば付番する)も予定されており、自行保有口座以外の照会処理を受け付けることになる。システムの非機能要件の詳細の詰めは、これらを考慮した上で預金保険機構への通信の回答時限などを含め、見極める必要がある。

二つ目は、対顧客サービスとしての事務の効率化、確実性(事務事故削減)への対応である。今回の口座登録法、口座管理法に基づき金融機関が窓口で受け付ける業務の種類は多岐にわたっている。たとえば、公金受取口座については、登録の他に、変更、抹消も受け付けることになっている。また、他行窓口で受け付けた自行の付番については、自行口座の候補選定、マッチング結果による付番先の確定等、預金保険機構との複数回のやり取りが発生することから、把握すべき処理状況も自ずと多くなる。受付以降の処理状況に対する顧客からの問い合わせへの対応も検討しなければならないテーマである。

フロントの受付システム、及び、マイナンバーの保管・管理、預金保険機構との連携処理等を担うバックのシステムを構築し、フロントとバックの一体管理、運用を実装しなければならない。事務の効率化、処理状況の一元管理による業務エラー時における迅速、かつ確実な顧客フォローを図るなど、対顧客業務としてのシステムの構築が必要になる。また、預金保険機構のシステム化構想に向けて、店頭、事務センター、本部のマイナンバー管理組織等の役割分担、事務のロケーションの検討も急がれる。

三つ目は、マイナンバー管理における実装管理の見直しがある。当初の付番制度対応では、預金口座との親和性、情報管理における堅牢性等の観点から勘定系で実装した金融機関が多い。しかしながら、現状の番号管理業務はもちろんのこと、今回新たに構築する処理内容はいずれも勘定系処理への業務的依存度は低いと言える。

加えて、前述の通り、約1,300の金融機関の中心に位置付けられる預金保険機構の「口座情報連携システム」との連携・照会を受ける金融機関側においても日々大量のトランザクションを処理する必要がある。勘定系処理が影響を受けず、かつ影響を与えないように、安定した預金保険機構とのインターフェース処理が求められる<sup>3)</sup>。制度改正に対する迅速かつ確かなシステム対応が求められる中で、本制度への対応は実装環境を見直す機会になることは間違いない。

## Writer's Profile



**大村 博昭** Hiroaki Omura  
金融ソリューション事業推進一部  
エキスパートシステムコンサルタント  
専門はマイナンバー企画・営業  
focus@nri.co.jp